

<p>医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百七十一号）</p>	<p>第七十八條第二項の規定（第八十二條及び第八十三條において準用する場合を含む。）による記録の保管</p>
	<p>第七十九條の規定（第八十二條及び第八十三條において準用する場合を含む。）による記録の保管</p> <p>第八十一條の二の二第一項第一号及び又並びに第二号並びに第二項（これらの規定を第八十二條及び第八十三條において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管</p> <p>第八十一條の二の四第二項（第八十二條及び第八十三條において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管</p> <p>第八十一條の二の五第一項及び第二項（これらの規定を第八十二條及び第八十三條において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管</p> <p>第八十一條の二の六第二項及び第三項（これらの規定を第八十二條及び第八十三條において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管</p>

別表第二（第五條、第六條及び第七條関係）

<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令</p>	<p>第七十四條の規定（第八十二條及び第八十三條において準用する場合を含む。）による製品標準書の記載</p> <p>第七十五條第一項及び第二項（これらの規定を第八十二條及び第八十三條において準用する場合を含む。）の規定による文書化</p> <p>第七十五條第二項第二号（第八十二條及び第八十三條において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成</p> <p>第七十六條第一項（第八十二條及び第八十三條において準用する場合を含む。）の規定による文書化</p> <p>第七十六條第二項（第八十二條及び第八十三條において準用する場合を含む。）の規定による文書化</p> <p>第七十六條第二項第二号（第八十二條及び第八十三條において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成</p>
	<p>（略）</p>

<p>医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百七十一号）</p>	<p>第七十八條第二項の規定による記録の保管</p>
	<p>第七十九條の規定による記録の保管</p>

別表第二（第五條、第六條及び第七條関係）

<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令</p>	<p>第七十四條の規定による製品標準書の記載</p> <p>第七十五條第一項及び第二項の規定による文書化</p> <p>第七十五條第二項第二号の規定による記録の作成</p> <p>第七十六條第一項の規定による文書化</p> <p>第七十六條第二項の規定による文書化</p> <p>第七十六條第二項第二号の規定による記録の作成</p>
	<p>（略）</p>